

令和7年2月17日

○群馬大学医学部附属病院

地域医療研究・教育センター (TEL:027-220-7957)

○群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室

医師確保対策係 (TEL:027-226-2540 内線:2540)

## 「ぐんま地域医療会議」の取組状況について

県内の医療関係団体で構成する「ぐんま地域医療会議」において、県内病院への医師配置の実態や要望に関する調査、群馬大学医学部各診療科における医師数の増減状況等を踏まえ、『令和7年度に向けた医師適正配置方針』を別添のとおりとりまとめました。

来年度の医師配置の検討や医師確保の取組の参考となるよう、この方針を、県内の各病院に通知します。

### 1 ぐんま地域医療会議とは ※構成員一覧は別紙参照

本県における医師の適正配置等に向けた方針を県全体で協議する場として、県、群馬大学、県医師会、県病院協会など県内の医療関係団体の参画の下、平成30年3月に設置。「群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター」※が実施する本県の医療に関する調査・報告を基に、県内医師配置の適正化などに取り組んでいる。

※「地域医療研究・教育センター」とは

群大病院改革の柱の一つとして、県内の医療スタッフの人材育成や医療ネットワークの充実に資することを目的に、平成29年11月に群大病院に設置。県内医療事情の調査・検証や医療従事者のキャリア形成支援などに取り組んでいる。

### 2 ぐんま地域医療会議の今年度の開催状況

回数	日程	概要
第1回	R6. 9. 17 (書面開催)	○ 群大病院各診療科の医師転出入状況の報告 ○ 今年度の取組やスケジュールについて協議
第2回	R6.12. 3	○ 県内病院に対して実施した医師勤務等の実態と医師配置の要望に関する調査結果の報告 ○ 群大病院診療科との意見交換の状況報告
第3回	R7. 2.12	○ 『令和7年度に向けた医師適正配置方針』の決定

令和7年2月17日

## 令和7年度に向けた群馬県医師適正配置方針

ぐんま地域医療会議

ぐんま地域医療会議では、群馬県、県医師会等の医療関係団体、そして、群馬大学医学部附属病院の代表者が参加し、適正な医師配置に向けた方針の作成に取り組んできました。

今回の配置方針の作成にあたっては、県内各病院の医師配置の現状・要望、群馬大学医学部各診療科における医師数の増減状況等を踏まえ、地域で真に必要とされる医療を充足することを目標に検討を行いました。

その結果、下記のとおり、群馬県、群馬大学医学部附属病院及び県内各病院等に対して、令和7年度に向けた医師適正配置方針を提案します。

### 記

#### 1 来年度の具体的な医師配置等の提案

##### (1) 東部圏域における周産期医療に対する診療体制の強化

周産期医療に関して、東部圏域で中核的な役割を担っている医療機関において、産婦人科医の不足に伴い、ハイリスク分娩への対応が困難となる恐れがあることから、東部圏域の周産期医療体制を強化するため、医師の配置（増員）を提案する。

##### (2) 本県における新生児疾患に対する診療体制の強化

高度な新生児医療については、その多くが本県の総合周産期母子医療センターにおいて、365日体制で提供されていることから、医師の負担軽減を図るとともに、診療体制を強化するため、総合周産期母子医療センターへの医師の配置（増員）を提案する。

##### (3) 本県における脳疾患に対する診療体制の強化

脳疾患に関して、利根沼田圏域で中核的な役割を担っている医療機関の診療体制を強化するため、医師の配置（増員）を提案する。これにより北毛地域の脳卒中急性期診療体制が改善することを目指す。

なお、本県において、てんかん治療等の重要な施設である渋川圏域の医療機関の診療体制強化のため、令和6年10月に医師の配置（増員）を行った。

##### (4) 子育て世代の医師が働きやすい環境の整備

妊娠・出産等のライフイベントを抱える女性医師を始め、子育て世代の医師が働きやすい環境の整備に、各医療機関、県医師会と県が一体となって一層取り組むことを提案する。

#### 2 引き続き取り組むべき課題

##### (1) 医師確保対策について

① 群馬大学は、本県唯一の医師養成専門機関であることから、各病院からの医師の配置要望に応えるため、本県の地域医療を支える医師養成の一層の充実を図り、各診療科からの医師派遣機能を強化するための取組が求められている。

② 県は、医学部地域枠の更なる増員、新設に努めるとともに、『ドクターズカムホームプロジェクト』を一層推進し、より効果的な医師確保対策を実施することが求められている。

③ 県内各病院は、現場で若手医師を育てる機能の強化や魅力ある病院情報の発信など、医師確保を進めるための取組が求められている。

##### (2) 医師確保対策と一体的に取り組むべき課題

実効性ある医師確保対策と併せて、令和6年4月から施行された医師の働き方改革を踏まえ、引き続き、医師が健康に働き続けられる環境を整備し、安全・安心な医療を持続的に提供する。

# 令和7年度に向けた 医師適正配置方針

《 説明用資料 》

ぐんま地域医療会議

1

## 方針策定の流れ

検討・協議

①県内各病院の  
医師不足状況・  
要望の把握

②群大各診療科  
の状況把握

③課題の抽出

令和7年度医師適正配置方針

2

# 1 来年度の具体的な医師配置等の提案

## (1) 東部圏域における周産期医療に対する診療体制の強化

- 周産期医療に関して、東部圏域で中核的な役割を担っている医療機関において、産婦人科医の不足に伴い、ハイリスク分娩への対応が困難となる恐れがあることから、東部圏域の周産期医療体制を強化するため、医師の配置（増員）を提案する。

## (2) 本県における新生児疾患に対する診療体制の強化

- 高度な新生児医療については、その多くが本県の総合周産期母子医療センターにおいて、365日体制で提供されていることから、医師の負担軽減を図るとともに、診療体制を強化するため、総合周産期母子医療センターへの医師の配置（増員）を提案する。

3

# 1 来年度の具体的な医師配置等の提案

## (3) 本県における脳疾患に対する診療体制の強化

- 脳疾患に関して、利根沼田圏域で中核的な役割を担っている医療機関の診療体制を強化するため、医師の配置（増員）を提案する。これにより北毛地域の脳卒中急性期診療体制が改善することを目指す。
- なお、本県において、てんかん治療等の重要な施設である渋川圏域の医療機関の診療体制強化のため、令和6年10月に医師の配置（増員）を行った。

## (4) 子育て世代の医師が働きやすい環境の整備

- 妊娠・出産等のライフイベントを抱える女性医師を始め、子育て世代の医師が働きやすい環境の整備に、各医療機関、県医師会と県が一体となって一層取り組むことを提案する。

4

## 2 引き続き取り組むべき課題

### (1) 医師確保対策について

#### 群馬大学

- 本県の地域医療を支える医師養成
- 各診療科からの医師派遣機能の強化

#### 群馬県

- 医学部地域枠の更なる増員・新設
- DCHP\*の一層の推進、新たな取組の実施

\* DCHP: ドクターズカムホームプロジェクト

#### 県内各病院

- 現場で医師を育てる機能の強化
- 魅力ある病院情報の発信

• 若手医師・中堅医師の確保  
• 地域・診療科偏在の解消

5

## 2 引き続き取り組むべき課題

### (2) 医師確保対策と一体的に取り組むべき課題

#### 令和6年4月から施行された医師の働き方改革への対応

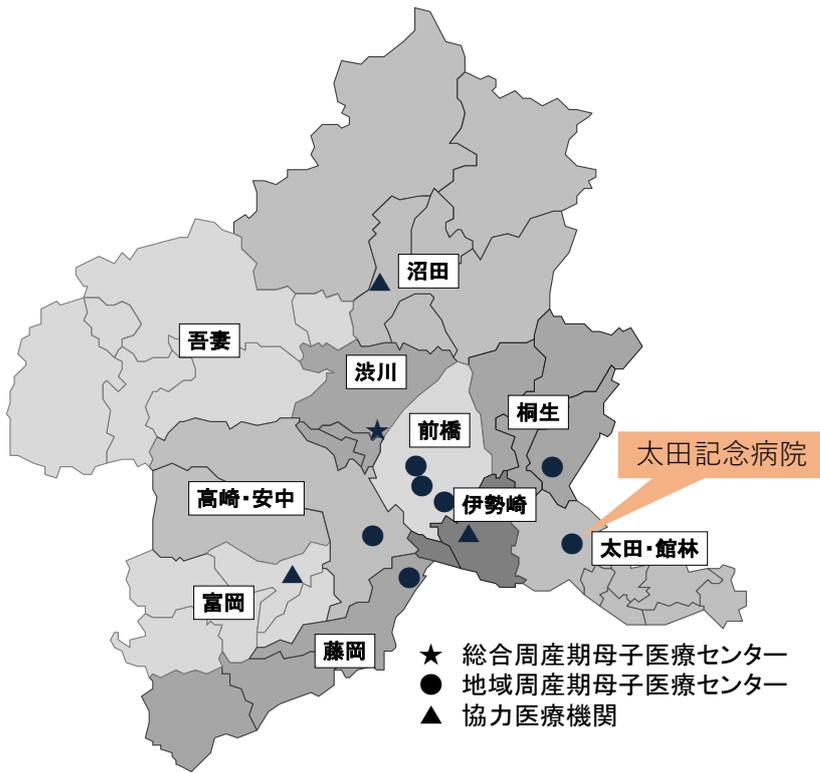
- 各医療機関における適切な労務管理の推進
- 労働時間短縮に向けた更なる取り組み  
(ICT活用、タスクシフト・タスクシェア など)
- 医療機関、県医師会、県が連携して、今後も働き方改革を推進



- 医師が健康に働き続けることができる環境の整備  
• 安全・安心な医療を持続的に提供

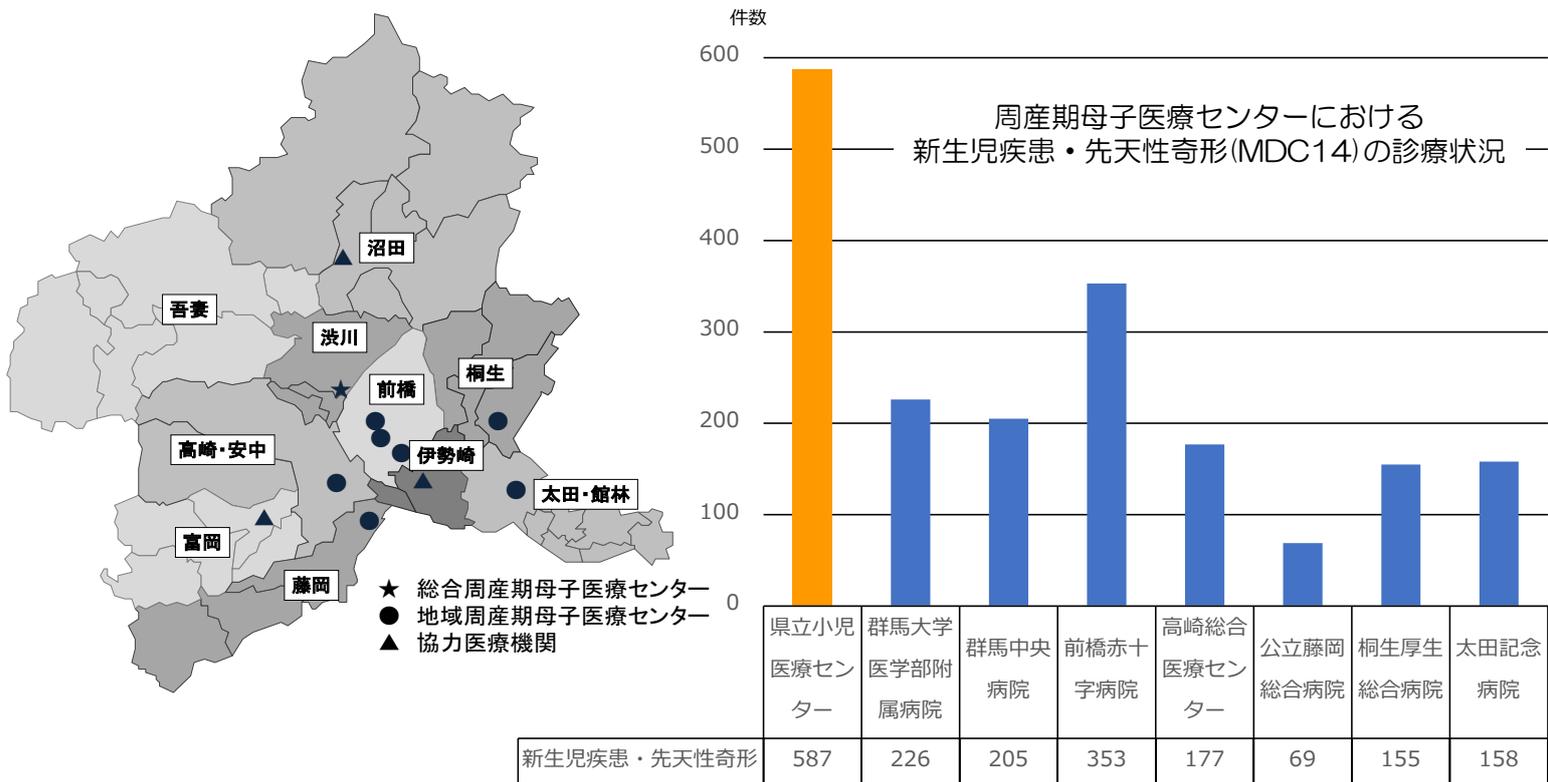
6

# (参考) 東部圏域における周産期医療体制の現状



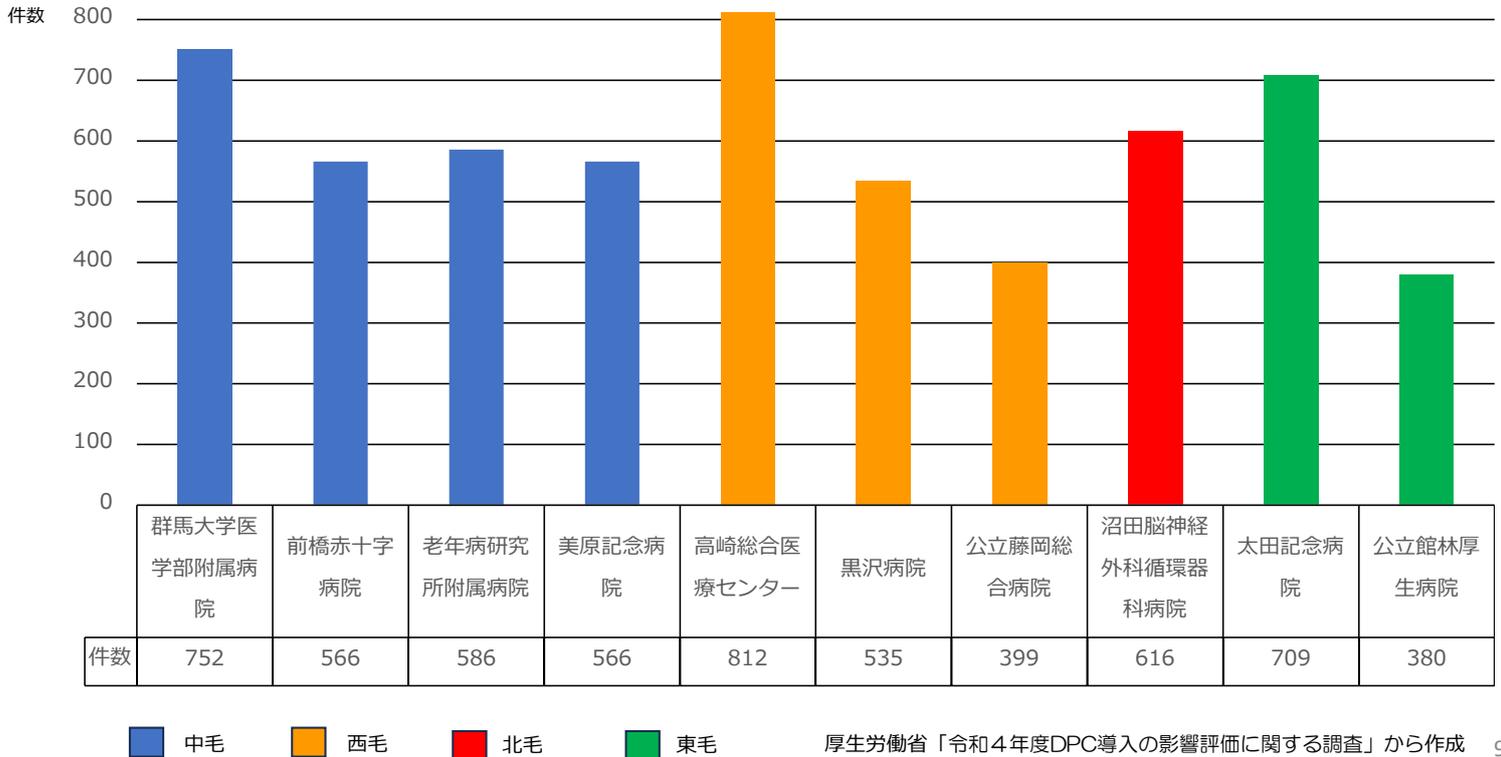
- 太田記念病院は、桐生厚生総合病院とともに、東部圏域の地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩を含む高度な周産期医療を提供している。
- これまで、県外大学病院から派遣された医師や、病院で採用した医師により診療を行ってきたが、派遣の終了や退職により、産婦人科医が不足する状況となっている。
- 引き続き、東部圏域において、妊娠・出産に関わる健康と安心を確保するためには、診療体制の強化が必要

# (参考) 新生児疾患に対する診療体制の現状 (DPCデータにおける分析)



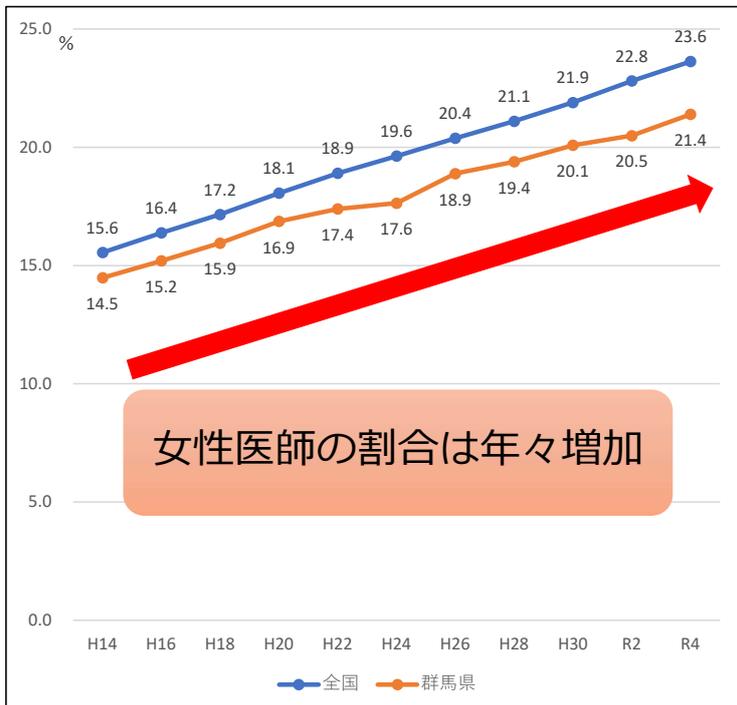
# (参考) 神経系疾患に対する診療体制の現状 (DPCデータにおける分析)

神経系疾患 (MDC01) 件数  
※ 上位10病院



# (参考) 医師・歯科医師・薬剤師統計における分析 女性医師割合 (医療施設従事医師)

◆ 医療施設従事医師数に占める女性医師の割合の推移 (全国・群馬県)



◆ 年齢階層別・男女別医療施設従事医師数及び女性医師割合 (群馬県)

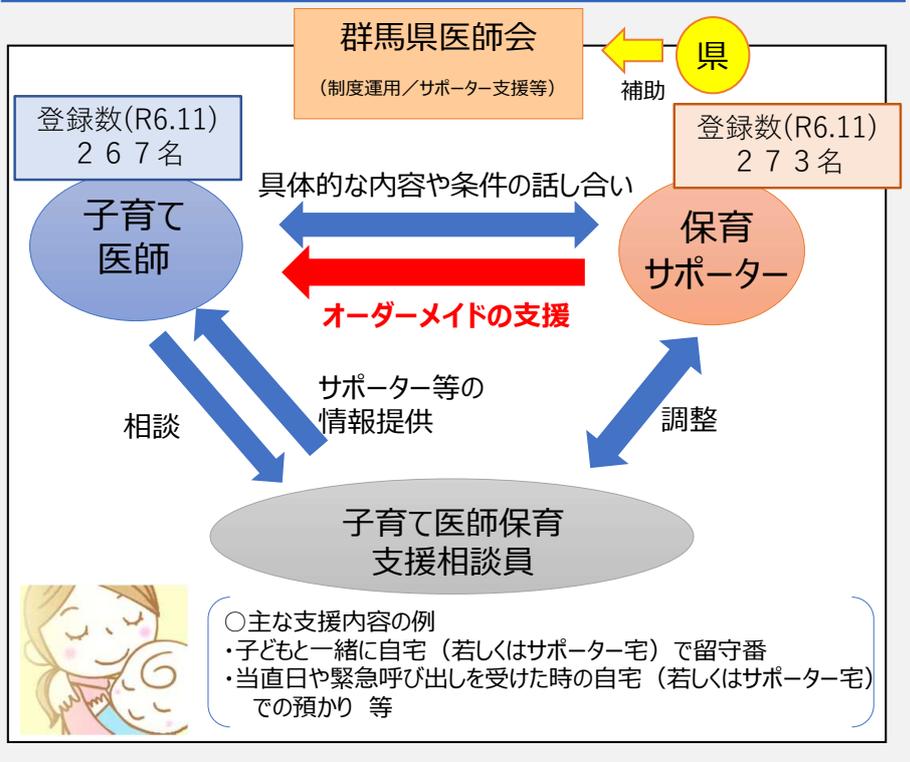


(資料) 厚生労働省「令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計」※群馬県のR4実績は独自調査結果

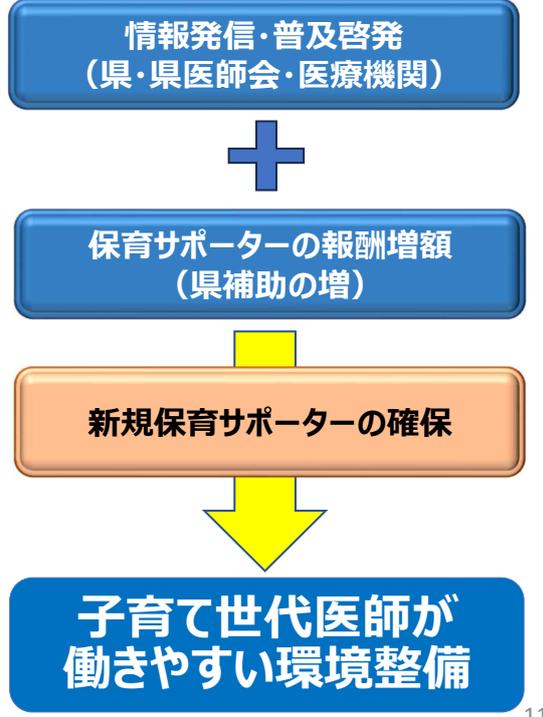
# (参考) 県・医師会の取組

## 子育て世代医師が働きやすい環境整備

### 保育サポーターバンク (群馬県医師会事業)



### 今後の取組



# (参考) 医学部地域枠の増員・新設



Point 1 群馬大学 地域枠

5名 増員

18名から23名に

Point 2 県外大学 地域枠

4名 新設

- 東京医科大学 2名
- 杏林大学 1名
- 帝京大学 1名

県内で従事する若手医師を確保

## ぐんま地域医療会議会則

平成30年3月26日制定

## (趣 旨)

第1条 群馬県における地域医療の発展向上のため、公益社団法人群馬県医師会、一般社団法人群馬県病院協会、群馬大学医学部附属病院及び群馬県は、ぐんま地域医療会議（以下「本会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 本会は、群馬県内の医療関係機関・団体が協調・連携し、医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成を図るとともに、地域医療ネットワークを充実させることにより、地域医療の質と安全の向上に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県内医師配置の適正化（医師の地域偏在の解消）等重要事項に関すること。
- (2) 医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成に関すること。
- (3) 地域医療研究・教育センターへの提案に関すること。
- (4) 地域医療関係機関・団体相互の連携に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (組 織)

第4条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公益社団法人群馬県医師会から選出された者
- (2) 一般社団法人群馬県病院協会から選出された者
- (3) 連携を必要とする地域医療関係機関・団体から選出された者
- (4) 群馬大学医学部附属病院から選出された者
- (5) 群馬県から選出された者

2 本会に議長及び副議長を置き、構成員の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 本会は、専門的・技術的事項を協議させるため、下部組織を置くことができる。

## (会 議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事 務)

第6条 本会の事務は、群馬県と群馬大学医学部附属病院が協力して行う。

## (会則の改廃)

第7条 会則の改廃は、会議の議を経て行う。

## (雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会議の議を経て、知事が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成30年3月26日から施行する。

2 この会則施行後、最初に互選する議長及び副議長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

## ぐんま地域医療会議 構成員名簿

(敬称略) (R6. 8. 1現在)

No.	所属名	役職名	氏名
1	群馬県医師会	会長	須藤 英仁
2		副会長	西松 輝高
3	群馬県病院協会	副会長	東郷 庸史
4		理事	美原 盤
5	前橋赤十字病院	院長	中野 実
6	群馬県歯科医師会	専務理事	森島愛一郎
7	群馬県薬剤師会	会長	田尻耕太郎
8	群馬県看護協会	会長	神山 智子
9	群馬県臨床検査技師会	会長	梶田 幸夫
10	群馬県診療放射線技師会	会長	五十嵐 博
11	群馬大学医学部附属病院	病院長	齋藤 繁
12		副病院長 (医療安全・病床運用)	鈴木 和浩
13		副病院長(看護・療養環境)	河村 恵美
14		地域医療研究・教育センター長	廣村 桂樹
15		内科診療センター長	浦岡 俊夫
16		外科診療センター長	調 憲
17		歯科口腔・顎顔面外科長	横尾 聡
18		小児科長	滝沢 琢己
19		産科婦人科長	岩瀬 明
20		救命救急センター長	大嶋 清宏
21	群馬県	副知事	津久井治男
22		健康福祉部長	中島 高志
23		健康福祉部医務課長	佐藤 貴彦
24		健康福祉部医務課医師確保対策室長	島方 紀行